

平成28年熊本地震に係る介護保険関係の減免について

☎ 福祉課 介護保険係 ☎ 282-1349

介護保険料の減免について

平成28年熊本地震で被災した65歳以上の御船町介護保険加入者で、減免対象となる人の介護保険料を減免します。

■対象者 ※次のいずれかに該当する人

- ①居住していた住宅が被災した人
(り災証明書(住家、居住)において半壊以上。長期避難世帯含む)
- ②主たる生計維持者が地震により死亡、行方不明または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者が地震により失職または収入が著しく減少した人

※①に該当する人については申請不要です。り災証明書が交付された人から順次、減免通知書を送付します。
※②、③に該当すると思われる人や、御船町以外でり災証明書が交付された人等については、減免申請が必要です。

●平成27年度普通徴収随1期、平成28年度普通徴収第1期～3期の介護保険料については、納期限の延長をしておりましたが、納期限を平成28年9月30日と定めましたので早めにお支払いをお願いします。4期以降の納期については従来通りの納期限となります。納付書を紛失された人や納付状況が不明な人等は介護保険係までお問い合わせ下さい。

介護保険利用料(利用者負担額)の免除について

平成28年熊本地震で被災した御船町介護保険要介護認定者等で、平成28年10月から平成29年2月末に介護保険利用料の免除を受ける際には、町が発行する介護保険利用料免除証明書が必要となりますので申請をお願いします。対象者は、介護保険料減免対象者と同じです。(一部の人を除く。)

申請方法について

■申請方法 介護保険料減免申請書、利用料免除証明申請書に記入し、介護保険係窓口へ提出

■持参するもの 必要書類、印鑑

■提出先・配布先 福祉課介護保険係

※本人、家族等での申請が難しい人で、担当のケアマネージャーがいる人については、一度ケアマネージャーにご相談ください。

対象者	必要書類
減免対象者の①に該当する人	り災証明書(住家、居住)のコピー
// ②に該当する人	災害弔慰金の支給がわかるもの等
// ③に該当する人	離職票、収入が減少したことがわかるもの等

■その他

- (1)地震以降、通常どおり介護サービス利用料を支払っていた人(4月利用分等)で、減免の対象者への返金については、しばらくお待ちください。
- (2)施設入所者等は、申請しても対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (3)現在、介護サービス利用料減免に伴い、高額介護サービス費の支給を保留しています。

家屋の解体に伴う固定資産税の手続きについて

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114
徴収係 ☎ 282-1115

土地や家屋については登記法により、登記の手続きをすることが定められています。家屋を解体した場合も法務局で滅失登記の手続きをする必要があります。

固定資産税の手続きについては、**必要な場合と不要な場合**がありますので、ご確認をお願いします。

◆御船町役場税務課で家屋滅失の手続きが“不要な場合”

①熊本地方法務局で滅失登記をする場合

家屋を解体した場合は、熊本地方法務局(364-2145)で、家屋の滅失登記を行ってください。滅失登記が完了した後、法務局から御船町役場税務課へ通知がありますので、税務課での手続きは不要です。

②公費解体、先行解体申請をした場合

公費解体、先行解体申請をした場合は、税務課での手続きは不要です。

※平成28年12月末までに公費解体、先行解体を申請した場合は、平成29年度の固定資産税に反映されます。

平成29年1月1日以降に公費解体、先行解体の申請の場合は、平成30年度以降の固定資産税に反映されます。

◆御船町役場税務課で家屋滅失の手続きが“必要な場合”

上記①②のどちらにも該当しない場合には、御船町役場税務課での手続きが必要です。

■申請期間：平成28年11月15日☎以降

■申請場所：御船町役場税務課窓口

■提出書類：家屋滅失届(税務課にあります)
解体証明書(解体業者が発行するもの)
その他解体の状況がわかるもの(写真など)

■その他：郵送による申請も可能です。



町税の減免時期について

平成28年度の町税の減免について、現在、熊本地震に伴うり災証明書の判定に基づき、減免の算出を行っています。各税目の変更および通知時期は下記のとおりです。

なお、過納となった場合は、追って還付手続きの連絡を致します。

★対象税目

- ・個人住民税(町県民税) 12月
- ・固定資産税 12月
- ・国民健康保険税 11月

り災証明に関する 会場変更

平成28年熊本地震に伴うり災証明申請・発行受付を、庁舎1階第一会議室で行っていましたが、被害家屋認定調査の減少に伴い、通常業務を行いながら、税務課窓口にて行います。